

公 印 省 略  
産第30265-612号  
令和3年12月28日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
( 産業経済部産業政策課 )

**群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」  
に基づく警戒レベル及び要請（1月1日以降）について（依頼）**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年12月28日（火）に開催しました、第70回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1月1日（土）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた事実をスマートフォン等に表示する「ぐんまワクチン手帳」を民間事業者等が独自利用する場合の留意点について、別紙のとおりお知らせしますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

※ 要請内容については、前回(12月18日（土）以降）から大きな変更点はありません。

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（1月1日（土）以降）』及び『ぐんまワクチン手帳を民間事業者等が独自利用する場合の留意点』を御確認ください。

**【問い合わせ先】**

(社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容に関する事)

担当：危機管理課感染症対策調整係 027-226-2420

(ぐんまワクチン手帳に関する事)

担当：デジタルトランスフォーメーション課 デジタル連携係 027-897-2990

(その他)

担当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 027-226-3326